

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和4年11月1日

鹿児島県知事 塩田 康一



1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

令和5年度自動車税種別割納税通知書等作成に係る業務委託

(2) 調達をする役務の特質等

要求仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和5年10月31日（火）

(4) 履行場所

要求仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格者審査（印刷類）を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されているものを除く。）であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 西日本に印刷工場を有すること。

(4) これまでに、自動車税種別割納税通知書の作成及び送付を行った実績があること、又は作成及び送付を行うことができる体制にあること。

(5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業者、事務所その他これらに準ずるもの）をいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者、個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わずその経営を行う役職にある者又

は実質的にその経営を支配している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもっているかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札参加資格の審査等

入札に参加しようとする者は、2の(4)を証する書面を提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

(1) 書面の提出

ア 提出場所
鹿児島県総務部税務課間税係

イ 提出期限
令和4年11月11日（金）午後5時15分

ウ 提出方法

アの提出場所に持参、又は郵送によること。

(2) 資格審査の結果

資格審査の結果は、令和4年11月16日（水）までに書面又は電話により通知する。

(3) 提出書面に関する説明

資格審査を受けるために書面を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書面について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(4) その他

ア 提出書面の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
イ 提出された書面は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

日時 令和4年11月24日（木）午前11時
場所 鹿児島県庁行政庁舎2階 2-B-2会議室
(鹿児島市鴨池新町10番1号)

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県総務部税務課間税係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
(イ) 交付期限 令和4年11月11日（金）午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)のイに同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、契約担当者が確実と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手、契約担当者が確実と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形又は郵便為替証書でも可）を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後に還付する。

ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が過去2か年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべてに誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金
免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を用意に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過小の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものと落札者とする。

9 最低制限価格
設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案2部並びに消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部税務課間税係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2202
FAX番号 099-286-5514
Eメール kanzei@pref.kagoshima.lg.jp

